

柏市ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業 実施方針（案）に対する質問・意見及び市の回答

No.	P	章	節	項	目	細目	項目名称	質問・意見	回答
1	2	第1	1	(4)	-	-	本事業の対象施設	下水道及び水道分野の施設に関する事業方式は、更新支援型ですが、W-PPP事業の受託者が「当該更新（改築）工事の受託者」になることは可能ですか。	更新支援型の事業スキームに対し、当該更新（改築）工事の受託者になることを妨げない方向で検討中です。ただし、「支援型の受託者の選定に際して、契約・要求水準等で更新計画案作成等に関連する情報開示を規定（約束）し、改築等の入札・公募に際して、これらの情報開示に基づき競争性・公平性・透明性を確保する」等の対応が必要と考えています。
2	2	第1	1	(4)	1)	②	本事業の対象施設	篠籠田貯留場、柏ビレジ排水ポンプ場の修繕や計画は、機電のほか土建も対象となることでよいでしょうか。	2つの施設は建替え計画があるため、建替え前の修繕と建替え後の修繕及び維持管理計画の策定を予定しています。対象業務については機電のみを対象とする予定です。
3	2	第1	1	(4)	1)	②	本事業の対象施設	下水道施設の柏市公共下水道事業の管路施設に” 樋管” が含まれているが、P4の図2では管路施設に含まれていません。どちらが正でしょうか。	樋管も含まれます。図2については今後修正します。
4	2	第1	1	(5)	-	-	事業方式	本事業の事業範囲は更新実施型又は更新支援型となっているため、全事業範囲において、性能規定が適用されるという方針と考えます。現時点の性能規定に掛かる考え方を、上水道、下水道における各施設でお示しいただけないでしょうか。	下水道管路については、第二期包括委託の性能規定を踏襲する予定で考えています。ただし、対象範囲については既に調査完了した箇所並びにW-PPP調査範囲内に納める方向で検討しています。下水道施設及び水道施設については他都市の事例を参考に検討します。水道管路については、事業当初を仕様発注で開始し、段階的な性能発注への意向で考えています。
5	2	第1	1	(5)	-	-	事業方式	図2において下水道事業は「計画」が含まれており、水道事業には含まれておりませんが、水道の施設については更新支援型ではなく、包括的民間委託の理解でよろしいでしょうか。	水道施設について、事業当初は現包括委託に近いものになりますが、将来的には計画を含めた更新支援型を目指す予定です。維持管理計画を含める際は、協議対応をお願いいたします。
6	3	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	水道事業の管路洗浄は、全延長分（送水管・導水管・配水管）が対象と解釈し、原則的に配水管を対象とするという認識でよいでしょうか。 また、契約期間10年間ですべての配水管の洗浄を実施するのか、今後の要求水準書などで詳細が示されるのかお聞かせください。	ご認識のとおりです。配水管洗浄の対象範囲（対象管路延長）については、今後の要求水準書などにより詳細を示す予定です。
7	3	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	水道事業の漏水調査は、地下（潜在）漏水の早期発見を目的とした現地での計画漏水調査として認識してよいでしょうか。	ご認識のとおり、現地調査を想定しています。
8	3	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	統括管理業務の体制に関して、想定されている費用の算出基準、人数も併せてお示しいただきたい。	現在検討中ですが、来期より上水道分野や施設系も含まれるため増員を予定しています。
9	3	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	改築等の経費率の考え方についてお示しいただきたい。10年間合計金額に対する経費率では、年度毎の工事費が見合わない可能性があるので、発注年度毎の工事費に対する経費率を採用頂きたい。	W-PPPの積算については現時点で決まっておりません。単年度ごと、10年ごと、また工種ごとの経費率については、関係機関と協議を進めながら今後決定していきます。
10	4	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	P4 図2 主な事業スキームについて 水道改築（基幹管路約10km（案））と記載あるが、対象管種や対象口径等、具体的に想定されているものがあればお示しいただきたい。	配水本管（φ400以上）、導水管（φ350以下の小口径）及び送水管を想定しています。管種は、非耐震管路（老朽ダクタイル鋳鉄管など）から耐震管路（ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管※水管橋）への布設替えを想定しています。 対象路線及び数量は、現在検討中で今後情報提供を行う予定です。
11	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	統括管理業務の費用は、表1. 事業種別及び概算事業費（案）に追加されるという理解でよろしいでしょうか。	表1の概算事業費に統括管理業務は含まれています。各業務割合に併せて算出する予定です。また、当該事業費は現時点での案になりますので変更の可能性があります。併せて、今後実施方針の変更（案）に併せて公表する予定です。
12	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	表1の事業費算出方法をお教え頂きたい。また、改築工事と開削工事の金額割合もお教えいただきたい。	表1の事業費は本市の事業予算とストックマネジメント見直し計画より算出した概算金額になります。 管更生と布設替えの割合は、第二期包括委託の割合50％程度（管更生）を想定しています。
13	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	表1の概算事業費の内訳をP4スキームの中の項目（下水＞維持管理、共通＞統括等の項目）に当てはめて提示して頂きたい。 特に、統括管理費に関しては、P5表1事業種別及び概算事業費（案）に記載がないので、どのように積算しているか明示して頂きたい。	表1の概算事業費に統括管理業務は含まれています。各業務割合に併せて算出する予定です。積算方法は現在検討中です。当該事業費は現時点での案になりますので変更の可能性があります。併せて、今後実施方針の変更（案）に併せて公表する予定です。
14	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	表1で管路の維持・改修で概算額事業費182億円となっていますが、改修の中には布設替えの費用も含まれておりますか、管路内の改修のみですか。できれば、内訳を教えてください。	布設替えの費用も含まれています。管更生と布設替えの割合は、第二期包括委託の割合50％程度（管更生）を想定しています。実施数量等の内訳は、今後積算作業に入るため未定です。
15	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	事業費については、【国官技第306号 令和5年2月28日「「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について】の通達に準拠し、各年度で積算していると考えてよろしいでしょうか。	ご提示の運用は特定の国の維持工事を示したものであり、WPPPの積算については当該通達の準拠を現時点で考えておりません。
16	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	下水道管路の維持管理、改築設計、改築工事、上水道管路の維持管理、改築設計、改築工事、下水道施設の運転管理、上水道施設の運転管理それぞれで経費の算出方法が異なりますが、それぞれを考慮した積算を行っていると考えてよろしいでしょうか。	単年度ごと、10年ごと、また工種ごとの経費率については、関係機関と協議を進めながら今後決定していきます。
17	5	第1	1	(6)	-	-	事業範囲	口径が大きな管路は、開削工事を行う際に日進量が実態に合わせたものになっているのでしょうか。	実態に合わせた積算を行う予定です。

No.	P	章	節	項	目	細目	項目名称	質問・意見	回答
18	5	第 1	1	(6)	-	-	事業範囲	表1について、施設管理(下水道)の概算事業費用は、P. 5①基幹事業 d. 運転管理業務に示されるア～エ（ア. 篠籠田貯留場運転管理業務イ. マンホールポンプ場運転管理業務ウ. 柏ビレジ排水ポンプ場運転管理業務エ. 樋管維持管理業務）の総額との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	5	第 1	1	(6)	1)	-	事業範囲	各年度の想定数量を提示していただけますでしょうか。	現在検討中です。業務量確定後に提示する予定です。
20	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	修繕業務（一部）の対象となる業務内容を提示していただけますでしょうか。	第二期包括委託の修繕業務（マンホール蓋の交換、管路内の内面修繕）を基本としますが、緊急対応が必要となる修繕（土木を伴うもの）も含めるか検討中です。
21	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	データ管理業務について、下水道台帳に変更が生じた場合の位置情報、属性情報などの修正作業の積算方法をご提示ください。	各業界の積算資料や見積もりで対応する予定です。
22	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	対象となる樋管の情報を提示していただけないでしょうか。	現在情報整理中です。
23	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	ストックマネジメント計画関連業務の対象施設は、管路施設、篠籠田貯留場、柏ビレジ排水ポンプ場、マンホールポンプ、樋管と考えてよろしいでしょうか。	事業当初は下水道の管路施設、マンホールポンプ、樋管がストマネ計画関連業務の対象になります。下水道の施設については建替え計画があり、事業期間中に建て替えが完了した場合は、ストマネ計画策定業務が追加される可能性があります。水道関係は、ストマネ計画関連業務は含まれませんが、事業進捗に伴い業務追加の可能性があります。
24	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	ストックマネジメント実施計画の見直し業務の対象は、別紙19で管路施設のみ記載となっていますが、篠籠田貯留場や柏ビレジ排水ポンプ場、樋管及びマンホールポンプも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 23の回答をご参照願います。
25	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	計画的改築業務の詳細設計業務に篠籠田貯留場及び柏ビレジ排水ポンプ場」は含まれますか。	含まれません。
26	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	樋管維持管理業務について、主に樋門の維持・運転管理の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	5	第 1	1	(6)	1)	①	事業範囲	修繕業務(一部)とは、事業者の従事者で可能な不良箇所の補修、予備品との交換等の軽作業との理解でよろしいでしょうか。	第1. 1. (6). 1). ①. a. クにおける修繕業務(一部)とは下水道管路を示すものとなります。d. 運転管理業務における修繕（一部改築）の具体的な業務内容については現在検討中です。今後実施方針の変更（案）に併せて公表する予定です。
28	5・6	第 1	1	(6)	1)	②	事業範囲	附帯事業の選定内容によって事業選定の点数が加算されるか伺いたいです。	附帯事業の選定内容によって、事業選定の点数を加算する予定です。
29	5・6	第 1	1	(6)	1) 2)	①	事業範囲	施設の運転管理におけるユーティリティー（燃料や薬品など）の調達及びその費用はどのように計上しているのでしょうか。	既契約のユーティリティーを参考に費用を計上していく予定です。調達については、受託者でお願いいたします。
30	6	第 1	1	(6)	1)	②	事業範囲	附帯事業で生じるリスクは受託者（事業者）の責任ということでよろしいでしょうか。その際、柏市への利益配分はないと理解してよろしいでしょうか。	附帯事業のリスクは、受託者の責任で対応して頂きます。柏市への利益配分のうち、プロフィットシェアに該当しないものは、柏市から求めません。
31	6	第 1	1	(6)	1)	②	事業範囲	下水道事業にはストックマネジメント計画が含まれていますが、水道事業には、アセットマネジメント計画が記載されていませんが、含まれていないと考えてよろしいのでしょうか。	含まれていません。ただし、水道事業についても事業進捗に伴いストマネ計画の策定業務が追加される可能性はあります。
32	6	第 1	1	(6)	1)	②	事業範囲	計画的改築業務において水道管の布設替えを行う場合、仮設配管の位置を設定するために管網計算を行う必要があります。管網計算は布設替え区間ごとに行う必要がありますが、委託項目に記載されていないため、別途業務として考えてよろしいでしょうか。	基幹管路の布設替えに伴う仮配管は、基本的に現況と同口径と考えています。よって、管網解析は不要と考えます。また、布設替え時に口径ダウンとなる管路については、管路整備計画（現在策定中）において減径の可否を検討しているので、追加費用は発生しないと考えています。
33	5	第 1	1	(6)	1)	②	事業範囲	附帯事業は提案することができるが必須ではないことから、優先交渉権者選定時の評価に入らないという理解でよろしいでしょうか。	官民連携事業のメリットは企画提案・技術提案と考えているため、提案内容は評価の対象になります。
34	6	第 1	1	(6)	1)	③	事業範囲	任意事業は提案することができるが必須ではないことから、優先交渉権者選定時の評価に入らないという理解でよろしいでしょうか。	No. 33の回答をご参照願います。
35	6	第 1	1	(6)	2)	①	事業範囲	水道事業の基幹管路約10kmは、測量・地質調査・基本設計を既に実施されていますでしょうか。実施されていない場合、公募までの間に測量・地質調査・基本設計を実施して概算工事費を算出し、基本設計の成果は公募資料の1つとして、公表可能でしょうか。それとも、今回は、ダクタイル鉄管協会の研究会報告書P11に記載のように、概略設計・概算数量設計によって工事発注し、竣工後、設計変更・精算する手法を採用するのでしょうか。	測量・地質調査及び基本設計は未実施であり、概略設計・概算数量により事業費を算出する予定です。詳細設計又は施工後に概略設計・概算数量と比較して変更要素が発生した場合は、契約変更について協議に応じる予定です。
36	6	第 1	1	(6)	2)	③	事業範囲	任意事業について、水道事業とのバンドリングを図られており、拠点を下水道事業、水道事業を一体化、または各々事業ごとに拠点を置くことについても事業者の任意という認識でよろしいでしょうか。	任意になりますが、速やかな連絡体制が図れるよう対応願います。
37	6	第 1	1	(6)	3)	①	事業範囲	統括管理業務の安全管理について、すべての業務における安全管理の集約と実施は困難であり、各業務を行う安全管理については、担当企業で実施すると推察されます。統括管理における安全管理は、事業内での事故防止を実現するための施策（安全教育、パトロール、作業改善指示等）を指し、統括的な役割を担うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	P	章	節	項	目	細目	項目名称	質問・意見	回答
38	6	第 1	1	(7)	-	-	事業期間	W-PPPは「維持管理と更新の一体マネジメント」が要件の1つに挙げられます。そのため、維持管理結果を分析評価して計画に反映し、維持管理や更新事業を最適化していくことが求められると考えます。よって、ストックマネジメント計画期間の5年を基準として、10年の事業期間を前半5年と後半5年に分けて、前半の維持管理結果を反映して計画の見直しを行い、後半の事業の内容を弾力的に変更できる契約にして頂けますと、事業効果が高められると考えます。	ご指摘のとおり10年と長い期間で維持管理計画の策定が必要になるので、前半5年の調査結果から後半5年の改築計画を立てる必要があると考えています。5年後に基本契約を見直し、弾力的に事業を進めていく予定です。
39	7	第 1	1	(8)	4)	-	公共の支払いに関する事項	「要求水準書案などに明記のないもの」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	現時点で具体事項は決定していません。
40	7	第 1	1	(9)	3)	-	委託費の支払い	プロフィットシェアの利益配分率は、都度協議で決める認識でよろしいでしょうか。	現在検討中です。
41	7	第 1	1	(9)	3)	-	委託費の支払い	コスト縮減効果の検証は、柏市及び事業者のどちらが行うのか、またどのように実施するか確認させて下さい。	現在検討中ですが、コスト縮減効果の検証は柏市及び事業者双方の協議で決定すべきと考えております。
42	7	第 1	1	(9)	3)	-	委託費の支払い	新技術の導入、創意工夫の費用は民間側の見積りをベースに協議に応じて頂ける認識でよろしいでしょうか。	費用算出のうち、公的な積算歩掛があるものは同積算、ないものは見積になると考えております。
43	7	第 1	1	(10)	1)	-	事業期間終了時の措置	完了後の事業で、すべての提出物が事業者から柏市に引渡しているものについては、その後の管理を柏市に移管したと認識するが、その後の問い合わせ等については基本的に実施されないと考えてよろしいでしょうか。	事業者が作成する引継書や柏市への事業情報の提供などにより、適切な対応が図れている場合には、原則実施しませんが、不明点等が発生した場合には、対応可能な範囲でご協力頂く場合があります。
44	8	第 1	2	(1)	-	-	事業者の選定に係る基本的な考え方	本事業委員会の委員とは知らずに接触してしまうことがあるといけないので委員を公表していただけますでしょうか。	公表するかを含め現時点では未定ですが、公表後については原則接触禁止になります。
45	9	第 2	1	-	-	-	募集及び選定方法	「企画提案書と見積金額を合わせて総合的に選定・評価する」とありますが、提案書と見積もりの評価の比率をご提示いただけないでしょうか。	現時点では未定です。
46	9	第 2	2	-	-	-	募集及び選定スケジュール	要求水準書（案）などのご提示時期を教えてください。	要求水準書（案）の公表は公告時（令和9年3月）を予定しています。
47	9	第 2	2	-	-	-	募集及び選定スケジュール	現在公表されている表2. 募集及び選定スケジュール（案）によれば、令和7年8～9月に予定されている実施方針（案）の質疑応答期間以降、令和9年3月の事業者応募公告までの期間において、募集要項や要求水準書等の公表が予定されているかについて、ご教示いただけますでしょうか。	今回の実施方針（案）の公表による質疑応答を踏まえ、実施方針の変更（案）を適時公表する予定です。募集要項や要求水準書等については、事業者応募公告時（令和9年3月）に公表する予定です。
48	9	第 2	3	(1)	2) 3)	-	応募者の構成	統括管理を行うものは、必ず代表企業に属さなければならないのでしょうか。複数社から統括管理担当を配置することはできないのでしょうか。	一名は代表企業からの配置を希望しますが、現時点での決定事項ではありません。
49	9	第 2	3	-	-	-	応募者の参加資格要件	応募者の参加資格要件として、25頁別紙1の応募グループの構成イメージ図にもある通りSPCを組成することは求めないという理解でよろしいでしょうか。	SPCの組成は求めませんが、組成しても問題ありません。
50	10	第 2	3	(2)	-	-	応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	応募者は「③「ちば電子調達システム」により入札参加資格申請を行い、「柏市入札参加資格者名簿」に登録（業者登録）されており、入札参加資格の認定を受けていること。」とありますが、統括管理業務を担うためにはどの業種（工事、役務、物品）の登録が必要でしょうか。	統括管理業務は「工事」、「測量」の登録を予定しています。
51	10	第 2	3	(2)	②	-	応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	入札参加資格は、JVとして資格申請、登録しておく必要があるのでしょうか。	必要ありません。
52	11	第 2	3	(2)	⑯	-	応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	アドバイザー受託業者を公表していただけないでしょうか。	来年度のアドバイザー受託業者はまだ未定です。本年度の委託業務は、㈱極東技工コンサルタントになります。
53	11	第 2	3	(2)	⑯	-	応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	応募企業および応募グループ構成企業に共通する参加資格⑯に、「アドバイザー業務受託者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。」との記載がありますが、ここでいう「一定の関連がある者」とは、具体的にどのような関係を指すのかご教示ください。	「資本面において一定の関連のある者」とは、「会社法」（平成17年法律第86号）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数100分の50 を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしているものを指し、「人事面において一定の関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者を想定しています。
54	11	第 2	3	(3)	1)	①	業務実施企業に求める要件	①計画的維持管理業務を行う者の要件のイaに、「管路内スクリーニング調査業務及び管路内詳細調査業務を行う者は、同業務に係る主任技術者として、下水道管路施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者を配置しなければならない。」とあります。「有資格や経験年数の要件は求めない」との理解でよろしいでしょうか。	P11のイ「配置予定技術者の要件の下水道管路施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者」にもあるとおり、ある程度の（3か月以上）要件を求めます。具体的な年数の要件は決めておりません。
55	12	第 2	3	(3)	①	-	業務実施企業に求める要件	市内企業が対応可能かどうかを確認するため修繕業務の業務内容を提示してください。	第二期包括委託の修繕業務（マンホール蓋の交換、管路内の内面修繕）を基本としますが、緊急対応が必要となる修繕（土木を伴うもの）も含めるか検討中です。
56	12	第 2	3	(3)	①	③	業務実施企業に求める要件	改築施工業者を行うものの要件は、JVとしてなのか、構成員が有していればよいのかどちらでしょうか。	構成員（再委託は含まず）が有していれば可能です。

No.	P	章	節	項	目	細目	項目名称	質問・意見	回答
57	13	第2	3	(3)	1)	③	業務実施企業に求める要件	「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格要件については、再委託者が有することで条件を満たすのかご教示願います。	構成企業（再委託は除く）としての資格要件となります。
58	13	第2	3	(3)	1)	④	業務実施企業に求める要件	柏ビレジ排水ポンプ場には危険物保安監督者が必要とありますが、篠籠田貯留場は必要ないのでしょうか。	篠籠田貯留場も必要になります。
59	13	第2	3	(3)	1)	④	業務実施企業に求める要件	柏ビレジ排水ポンプ場における配置予定技術者の要件として、電気主任技術者が記載されておりますが、電気主任技術者は第三種以上の資格が要件との理解でよろしいでしょうか（「P16第2章3(3)2)④イb」も同様）。 みなし設置者として電気事業法第39条第1項の義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	電気主任技術者は第三種以上の資格が要件です。現行は外部委託であり、みなし設置者を限定していません。
60	15	第2	3	(3)	2)	③	業務実施企業に求める要件	配置技術者を専任で配置とありますが、地元企業は人材に限りがあるため、選任するとW-PPP以外の市から発注される工事を担当することはできなくなります。そのため「専任」を削除していただけないでしょうか。	10年間という長期、また事業ボリュームも大きいため、少なくとも一人は専任を求める予定です。ただし配置技術者の変更を妨げるものではありません。
61	16	第2	3	(3)	3)	①	業務実施企業に求める要件	統括管理業務を行う配置技術者の要件として、「統括管理業務を担当した経験」を追加していただけないでしょうか。	「下水道包括事業の統括管理業務」（同種業務の経歴）に主体的に活動した者についても、要件化することを、追加要件として検討します。
62	16	第2	3	(3)	3)	①	業務実施企業に求める要件	「下水道包括事業の統括管理業務」（同種業務の経歴）に主体的に活動した者についても、本要件となるかご教示願います。	「下水道包括事業の統括管理業務」（同種業務の経歴）に主体的に活動した者についても、追加要件化することを検討します。
63	17	第2	4	(1)	-	-	ウォーターPPP選定委員会の設置	委員との接触に関しては委員が公表されて以降と理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。公表後、委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失います。
64	17	第2	4	(7)	-	-	優先交渉権者及び事業の選定の取消し	応募者が1社又は1グループの場合でも審査は行われ、優先交渉権者は選定されるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	18	第2	5	(1)	-	-	基本契約の締結	基本契約書（案）公表後、プロポーザルの書類提出前までは修正の可否について応じていただけるのでしょうか。	基本契約書（案）の公表（公告時：令和9年3月予定）からプロポーザル書類の提出（令和9年7月予定）まで約4カ月の期間がありますので、その間に重大な変更要素が発生した場合は、修正・変更の可能性があります。
66	18	第2	5	(1)	-	-	基本契約の締結	基本契約書は（案）のままなのでしょうか（これ以降の文章にも同様な表現となっています）。	基本契約書は（案）のまま公表する予定です。
67	18	第2	5	(3)	-	-	年度協定の締結	「優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの」とは、どのような事項を想定されているのでしょうか。	同文は削除予定です。
68	18	第2	5	(4)	-	-	事業の開始	事業開始が現在の包括事業終了の翌日となっており、1日で引き継ぐことは困難と思われませんが、引継ぎ期間をどのようにお考えでしょうか。	優先交渉者の決定（令和9年9月）から、約2カ月間（令和9年10～12月）を引継ぎ期間として想定しています。
69	18	第2	5	(4)	-	-	事業の開始	この期間について現包括事業者との調整はされていますでしょうか。	現包括事業者とは今後調整していきます。
70	19	第3	1	-	-	-	リスク分担の基本的な考え方	柏市が想定する状況から考えた損害賠償責任保険等の対象上限金額について具体的な推定金額はありますか。	想定する上限金額は現時点で持ち合わせていません。
71	19	第3	1	(1)	-	-	不可抗力	業者が専用の置き場にゲートや囲いなどをつけ簡単に侵入されないような措置をとっていた場合に鉄板や鋳鉄管、鉄類の盗難があった場合の措置はどのようにお考えでしょうか。	盗難について本市で対応するのは難しい状況です。適切な管理や保険等での対応をお願いいたします。
72	19	第3	1	(1)	-	-	不可抗力	「事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCPに従い」とあるが、どの業務に含まれるものであるかお教えください。また対応する費用の考え方もお教えください。	BCPに限定しませんが、事業者が独自で作成している災害マニュアルや災害初動マニュアル、緊急対応マニュアル等に従って、全業務で実施していただければと認識しています。費用については、被災状況・規模、災害復旧事業の国庫補助条件にもよるため、協議により決定する予定です。
73	19	第3	1	(2)	-	-	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	国の法令や政策変更等により、基本契約書の変更を余儀なくされ、事業者に損害が生じた場合は補償できないが、市の条例や政策変更等により基本契約書が変更を余儀なくされた場合は受託者に発生した損害を市が補償するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
74	19	第3	1	(2)	-	-	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	国の法令および市の条例変更による損害は事業者には責がないと思われます。想定している事業を具体的に提示していただけないでしょうか。	現時点で想定している事項はありません。
75	19	第3	1	(2)	-	-	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	県の条例や政策変更に関してはどのような扱いになるのかご教示願います。また、国の政策変更、市の条例変更について事例があればご教示願います。	県の条例については、国の法令と同様と考えております。過去の事例は、認識しておりません。
76	19	第3	1	(3)	-	-	物価の変動	物価変動に起因するコスト増減について、10年間と長期間であるため事業継続の観点から、なるべく少ない割合のインフレ上昇率（±1.5%など）においても契約金額変更の対象として頂きますよう、お願い致します。	物価変動に伴うリスクについては、国や他都市の事例等を参考にしながら、インフレスライドや物価指数値などを採用し、適切な対応をしていく予定です。
77	19	第3	1	(3)	-	-	物価の変動	現在物価の上昇が著しく、大口径の水道管になりますと一つ一つの部材が高額になります。年に1～2回の単価変更ではなく、材料納品時点の実勢単価（購入月の単価）を採用してほしいです。	No. 76の回答をご参照願います。

No.	P	章	節	項	目	細目	項目名称	質問・意見	回答
78	19	第3	1	(3)	-	-	物価の変動	「技術革新・新方式・新基準等」により、機械・電気設備の価格が労務費や材料費の高騰(インフレ)等、物価の変動よりはるかに高騰する可能性もあるが、この場合も市と事業者が協議の上決定すると認識してよろしいでしょうか。	物価変動に伴うリスクについては、国や他都市の事例等を参考にしながら、インフレスライドや物価指数値などを採用し、適切な対応をしていく予定です。また、上記以上の「技術革新・新方式・新基準等」による変動は、協議の対象とする予定です。
79	20	第3	1	(4)	-	-	国補助金制度の変更等	交付金が不足しても必要な事業費が発生した場合、市の単独費で補填していただけののでしょうか。	可能な限り市単独費で補填する予定ですが、確約するものではありません。
80	20	第3	1	(4)	-	-	国補助金制度の変更等	「国補助金の要望額に対して、交付額に相違が生じた場合は、市と事業者が協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。」とありますが、交付額が減少し、計画の見直しを行った場合、計画の見直しにより事業者側の維持管理費用が増加した場合は、増加分は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
81	20	第3	2	-	-	-	事業の実施状況のモニタリング	モニタリングについては、「事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。」とあります。第三者によるモニタリングについては、本事業の運営状況に関し、事業者によるセルフモニタリング結果及び市によるモニタリング結果を踏まえ、中立的な立場から客観的な評価・分析を行い、市及び事業者双方に対する確認・監視を担う仕組みとすることを希望します。 なお、市によるモニタリングと同一の視点で事業者を監視する形となった場合、民間によるモニタリングに対する事務負担が増加するだけで、第三者によるモニタリングの意義が損なわれ、非効率であると考えます。専門家によるダブルチェックという意味合いも理解できますが、その場合は、第三者が市に代わってモニタリングを実施する形とすれば十分であると考えます。	ご見解は認識しております。第3者モニタリングの採用を含めて、今後検証してまいります。
82	20	第3	3	-	-	-	保険	事業者が加入すべき保険の具体的な内容をご教示願います。	受託者賠償責任保険、土木工事保険、下水道賠償責任保険、水道賠償責任保険等を想定しております。
83	20	第3	3	-	-	-	保険	保険は、JVとしてではなく、構成員が加入していればよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
84	21	第4	2	-	-	-	対象施設の概要	対象施設の概要だけでは事業規模の判断ができないため、詳細な数量を提示してください。	現時点では、まとめられていないため、公表できません。今後データがまとまり次第、順次公表していく予定です。
85	21	第4	2	-	-	-	対象施設の概要	水道管路について、基幹管路改築更新約10Kmの詳細（管種、口径）をご教示お願い致します。	No. 10の回答をご参照願います。
86	別紙	-	-	-	-	-	-	別紙資料の内容について説明文章がないので提示してください。	現時点で説明文章を記載する予定はありません。
87	別紙	-	-	-	-	-	水道事業における業務内容一覧	運転管理業務 - 運転管理 - ④配水管網処理装置の操作について、各種の御提示条件・指示により適正に操作をおこないシミュレーション結果をそのまま提出致しますので御了承願います。 各種計測値と入力された管網データを演算し、結果として得られるシミュレーション結果は、実際の管網の状況と相応の差異が生じるものと思われますので、計画的におこなわれる配水管の基幹管路更新等については、仮設パイプ管を含め別途検討する必要があると思われます。	個別具体案件については、契約後調整させていただきます。
88	別紙	-	-	-	-	-	応募グループの構成イメージ図	共同企業体等の各企業数に制限はありますか。	制限はありません。
89	別紙	-	-	-	-	-	マンホールポンプ場の対象施設	マンホールポンプ場No. K29 には、遠方監視の欄に「○」がありませんが、遠方監視はできないとの理解でよろしいでしょうか。この場合、現状ではどのような監視・管理を行っておりますでしょうか。	ご指摘のとおりインターネットによる遠方監視はできません。また、電話回線を利用した通報システムで管理を実施しております。
90	別紙	-	-	-	-	-	マンホールポンプ場の対象施設	本事業期間内におけるマンホールポンプ場の増設予定をご教示ください。	2箇所増設を予定しています。 (西原第1処理分区と柏北部第1-2処理分区)
91	別紙	-	-	-	-	-	-	スクリーニング調査の緊急度判定は通常のTVカメラ調査と同様でしょうか。	第二期包括委託で採用した判定基準を採用する予定です。
92	別紙	-	-	-	-	-	-	腐食環境下管路調査にて、点検・調査により緊急度を評価するとあるが、点検では緊急度の判定が難しい認識である。点検でスクリーニングした上で調査する流れでよいでしょうか。	検討します。見直しの際は、実施方針の変更や要求水準書等で公表する予定です。
93	その他	-	-	-	-	-	積算全般	当該年度の予算を決めるために積算をされると思いますが、設計書、内訳書、単価表、単価積算条件の開示はしていただけるのでしょうか。	基本契約後に開示は可能です（公文書公開制度を活用してください）。
94	その他	-	-	-	-	-	積算全般	経費率、計算方法は通常の工事と同じでしょうか。	通常工事とは異なります。W-PPPの積算については現時点で決まっておりません。単年度ごと、10年ごと、また工種ごとの経費率については、関係機関と協議を進めながら今後決定していきます。
95	その他	-	-	-	-	-	積算全般	設計変更の資料は開示していただけるのでしょうか。	設計変更の資料は受託者で用意頂く形になります。協議の発動により変更内容を決定します。

No.	P	章	節	項	目	細目	項目名称	質問・意見	回答
96	その他	-	-	-	-	-	水道管路改築に伴う本復旧	仮復旧後の路面本復旧はW-PPPに含まれるのでしょうか。	施工条件にもよりますが、原則含む予定です。
97	その他	-	-	-	-	-	水道管路改築に伴う本復旧	W-PPPに含まれる場合は現況復旧でしょうか。また、道路工事として別途の積算にさせていただくことは可能でしょうか。	施工条件に応じて、適切な積算で計上する予定です。
98	その他	-	-	-	-	-	-	住民・緊急対応について記載はありませんでしたが、下水道事業、水道事業ともに見込まれていない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
99	その他	-	-	-	-	-	-	本事業期間中における篠籠田貯留場の改築予定をご教示ください。また、改築が実施された場合、法定点検等に係る費用が発生すると考えられますが、これらの費用は本事業に含まれるのでしょうか。	篠籠田貯留場の建て替えを予定しています。必要な経費を本事業で計上する予定です。